

○ 中央省庁等改革関係施行法（平成十一年法律第百六十号）（附則第六十三条関係）

改正案	現行
（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正） 第百四十三条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。 本則（第二百五条第一項を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。 第二百二十四条中「調査、」を削る。 第二百二十四条の二中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。 第二百五条の見出しを「（権限の委任）」に改め、同条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「第六条の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改める。 （資産の流動化に関する法律の一部改正） 第百六十三条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。 本則（第二百二十九条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「	（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正） 第百四十三条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。 本則（第二百五条第一項を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。 第二百二十四条中「調査、」を削る。 第二百五条の見出しを「（権限の委任）」に改め、同条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「第六条の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改める。 （特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正） 第百六十三条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。 本則（第百六十二条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財

財務大臣」に改める。

第二百二十八条中「調査、」を削る。

第二百二十九条第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四百七条の二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

務大臣」に改める。

第百六十一条中「調査、」を削る。

第百六十二条第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。